決済	会　長	局　長	係　長	係	

垂　水　市　農　業　委　員　会　会　議　録

農業委員会等に関する法律第27条第１項の規定に基づき、第28回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日　時　　令和２年９月25日（金）　午前９時30分～午前10時03分

場　所　　全員協議会室

出席者

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	重 吉　伸 哉	6	森　千 秋
2	中 間　信 二	7	村 山　繁 稔
3	大 迫　和 昭	8	永 吉　浩 幸
4	下 瀬　秀	9	小 畑　良 之
5	瀬 角　初 美	10	葛 迫　巧

出席した事務局職員

局　　長　　森　　秀　和

農地係長　　美　坂　康　人

主　　査　　神　川　綾

主　　事　　浦　元　駿

付　議　事　件

(1)　農地法第３条許可申請について

(2)　農地法第４条許可申請について

(3)　農地法第５条許可申請について

(4)　農用地利用集積計画の決定について

議　長	会長あいさつ。
係　長	諸般報告。
議　長	ただいまから、第28回総会を開催いたします。 出席委員は10名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 議事録署名委員は、３番　大迫委員、４番　下瀬委員にお願いいたします。 それでは、議案第１号農地法第３条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号農地法第３条許可申請についてご説明申し上げます。 議案書は２ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図１ページから御覧下さい。今月の許可申請は３件でございます。 １番の譲渡人は、○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○さんで本人からの希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。 ２番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○さんで本人からの希望によります経営拡大のための所有権移転となります。 ３番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さんで本人からの希望によります経営拡大のための所有権移転となります。 申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第３条第２項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべて満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
４番委員	１番の譲渡人の○○○○さんは本人の希望で売りたいということで、譲受人は、○○○○さんで本人の経営規模拡大ということで何ら問題ありません。
６番委員	２番の譲渡人は、○○○○さん、譲受人は、○○○○さんで○○○○さんの自宅に近い畑を長年譲ってほしいということで今回話がまとまったということで何ら問題ありません。

６番委員	３番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○さんで本人からの希望により経営拡大ということで何ら問題ありません。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議はございませんので、議案第１号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第１号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第２号農地法第４条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	今月の申請は２件となります。 議案書４ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図４ページをご覧ください。 受付番号１番、申請人は、○○○○様です。 今回申請地は、６筆でしたので、地区ごとに説明いたします。 ○○地区では、垂水市○○字○○番○○，垂水市○○字○○番の２筆で、地目は２筆とも畑で、面積は合計 739 ㎡です。 続きまして住宅地図５ページをご覧ください。 ○○地区になります。垂水市○○字○○番○○、垂水市○○字○○番、垂水市○○字○○番○○、垂水市○○字○○番で、全筆とも田となります。 申請人は○○市に居住しております。賃借人の○○○○が資材置場と駐車場を探しており、申請地を使用したいと依頼がありました。なお、申請書には資材置場賃貸借契約書が付されております。 続きまして、受付番号２番の説明をいたします。 議案書５ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図６ページをご覧ください。 申請人は、○○○○様、申請地は垂水市○○字○○番で、地目は畑、面積は 1,173 ㎡となっております。 事業拡大により、牛舎の新設を行いたいとのことでした。 以上です。

議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
３番委員	9 月 15 日に、私と下瀬委員と事務局２名の４名で現地調査を行いました。 申請人の○○○○さんは、賃借人の○○○○の資材置場と駐車場を探していることから、申請したとのことでした。 土地造成については盛り土を行い、土や雨水は流れないように措置するとのことでした。 ○○字○○番○○、○○番は、東側は道、西側は墓地、南側は道、北側に畑がありました。 ○○字○○番○○、○○番、○○番○○、○○番は、東側は水路、西側は田・宅地、南側は道、北側に田がありました。周辺農地に対して日照通風等による影響はなく、何ら問題はないと思われます。 以上です。
４番委員	9 月 15 日に、私と大迫委員と事務局２名の４名で現地調査を行いました。 申請人の○○○○さんは、事業拡大のため、農地転用を申請したとのことでした。 申請地は、東は畑、南は畑、西は畑、北は畑に囲まれています。 牛舎の新設とのことです。 被害防除については緩衝地を設けるとのこと。用水計画では、地下水汲み上げで、雨水排水は自然流下とのことです。 周辺農地に対して日照通風等による影響はなく、何ら問題はないと思われます。 以上です。
議　長	ありがとうございます。 次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号１番の説明をいたします。 ○○地区の申請地は市役所から南東へ約 1.8 キロに位置し、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第３種農地の都市計画用途地域内農地と判断します。 ○○地区の市役所から南東へ約 3.7 キロに位置し、都市計画区域内の用途区域に該当しない小集団の生産性の低い農地であることから、農地区分は第二種農地のその他の農地と判断します。 代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。

	資金面は自己金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が添付されております。 被害防除の面では、盛り土を行い、土留め工事をするとのことでした。周辺農地に対して日照通風等による影響はなく、周囲の農地に影響を及ぼすことはないとのことです。 受付番号２番の説明をいたします。 申請地は市役所から北東へ約 2.3 キロに位置し、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第 1 号に規定する農用地区域内にある農地に該当しますが、牛舎・堆肥舎を建設することから不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当すると判断します。 代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。 資金面は融資と補助金と自己資金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が添付されております。 被害防除の面では、土留め工事を行い、緑地、緩衝地を設けるとのことで、土や雨水は他の農地に流れないように措置するとのことでした。周辺農地に対して日照通風等による影響はなく、周囲の農地に影響を及ぼすことはないとのことです。 以上で説明を終わります。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議がございませんので、議案第２号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第２号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第３号農地法第５条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	今月の申請は１件となります。 議案第３号の議案書７ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図７ページをご覧ください。 受付番号１番申請人は、譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人〇〇〇〇さん、申請地は垂水市〇〇字〇〇番〇〇、面積は 267 ㎡となっております。譲受人の〇〇さんは、現在借家住まいですが、一般住宅を建設する計画です。

	以上です。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
３番委員	９月 15 日、私と下瀬委員、事務局２名の４名で現地調査を行いました。 譲受人の○○○○さんは市内に住んでおり、一般住宅を建築したいとのことです。 申請地は、東が宅地、西が道、南が雑種地、北が雑種地・宅地に囲まれています。 汚水、生活排水は、合併浄化槽で処理をするということで、被害防除計画のとおりに行いますとのことでした。近隣の宅地や農地に影響を及ぼすこともないため、何ら問題はありません。 以上です。
議　長	ありがとうございます。 次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。
事務局	申請地は、市役所から南東へ約 4.0 ㎞に位置し、都市計画区域内の用途区域に該当しない小集団の生産性の低い農地であることから、農地区分は第二種農地のその他の農地と判断します。 申請人は、譲渡人○○○○さん、譲受人○○○○さんとです。 申請人は○○市に居住する個人です。現在借家住まいですが、一般住宅を建設する計画です。 代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。 資金面は自己資金で賄う計画です。 被害防除の面では、申請地周辺は宅地であることから現状のままで利用するとのことです。 用水計画は、公共上水道を利用、雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理するとのことです。 周囲に影響が及ぶような農地はなく何ら問題はないと考えます。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議がございませんので、議案第３号は原案のとおり決定してよろしいですか。

議　場	はい。
議　長	議案第３号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第４号農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。 ８ページをお開きください。 今月は、46 筆の利用権設定がありました。 新規設定は田が 21 筆で 16,946 ㎡、畑が 23 筆で 25,353 ㎡です。 再設定は田が 1 筆で 1,030 ㎡、畑が 1 筆で 2,558 ㎡です。 全体で、田が 17,976 ㎡、畑が 27,911 ㎡となり、合計 46 筆で 45,887 ㎡になります。 １番から 12 番については、貸借期間が５年、10 年までの契約となっており、使用貸借 6 筆、賃貸借 6 筆です。 10 ページの 40 番からは公益財団法人　鹿児島県地域振興公社理事長　鎮寺　裕人との契約となっており、同一の地番が、「所有者と公社」の貸借、「公社と耕作者」の貸借で２回でてきております。 13 番から 19 番は公社と耕作者との新規契約で、10 年間の賃貸借です。 20 番から 29 番は公社と耕作者との新規契約で、10 年間の使用貸借です。 30 番から 36 番は所有者と公社との新規契約で、10 年間の賃貸借です。 37 番から 46 番は所有者と公社との新規契約で、10 年間の使用貸借です。 以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第３項の要件を満たしております。以上です。
議　長	次に担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
４番委員	１番貸人の○○○○さんと借人の○○○○さんは親子関係であり、10 年間の使用貸借で再契約ということで何ら問題ありません。 ２番３番貸人の○○○○さんと借人の○○○○さんは新規の 10 年間の賃貸借で問題ありません。
６番委員	４番貸人の○○○○さんと借人の○○○○さんは義理の兄弟関係で長年○○○○さんが作られており、５年間の賃貸借で再契約ということで何ら問題ありません。

８番委員	５番借人の○○○○さん、６番借人の○○○○さん、７番借人の○○○○さんいずれも新規の 10 年間の賃貸借で何ら問題ありません。
９番委員	８番から 12 番貸人が○○○○さん借人が○○○○さん新規の５年間の使用貸借ということで何ら問題ありません。
議　長	ありがとうございます。 ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありますか。
議　場	なし。
議　長	議案第４号は原案のとおり決定しました。 以上をもちまして、第 28 回総会を終了します。 垂水市農業委員会 会　　長　葛 迫　巧 署名委員　大 迫　和 昭 署名委員　下 瀬　秀